

<会長選出細則>

(1)会長に立候補する評議員(理事、監事を含む)は、開催する事業年度の3年前の年次学術集会開催時の3ヶ月前までに理事2名の推薦をもって事務局に所定の用紙で届け出る。

(2)理事会で理事の投票により選挙を行う。

(3)本細則は理事会の議を経て、評議員の承認により変更することができる。

(4)この細則は2019年3月17日より施行する(第27回会長選出より)